【特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護】　　　　　【参考資料５－１１】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

（指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△指定特定施設入居者生活介護  〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保することを目的とする。  　（運営の方針）  第２条　指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。  　　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が指定介護予防特定施設において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。  ３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。  ４　地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。   |  | | --- | | 【外部サービス利用型の場合】  ７　事業の実施に当たっては、下記の受託居宅サービス事業者〔受託介護予防サービス事業者〕にサービス提供に関する業務を委託するとともに、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。  （１）訪問介護、訪問介護相当サービス  　　　事業者名　　　※※※  　　　事業所名　　　◇◇◇  　　　事業所所在地　○○市○○町○丁目○番○号  （２）通所介護、通所介護相当サービス  　　　事業者名　　　※※※  　　　事業所名　　　◇◇◇  　　　事業所所在地　○○市○○町○丁目○番○号  （３）訪問看護、介護予防訪問看護  　　　事業者名　　　※※※  　　　事業所名　　　◇◇◇  　　　事業所所在地　○○市○○町○丁目○番○号 |   ７　前６項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　　△△△  （２）所在地　　茨木市○○町○番○号　○○ビル〇階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　○名（常勤職員）  　　　管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を  一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定  施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。  （２）計画作成担当者　○名（常勤○名、非常勤○名）  　　　計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者につい  て把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者  と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込ん  だサービス計画を作成する。  （３）生活相談員　○名（常勤○名、非常勤○名）  　　　生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適  切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。  （４）看護職員　○名（常勤○名、非常勤○名）  看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。  （５）介護職員　　○名（常勤○名、非常勤○名）  介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と  日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。  （６）機能訓練指導員　○名（常勤○名、非常勤○名）  　　　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退  　　を防止するための訓練を行う。  （７）事務職員　○名（常勤○名、非常勤○名）  必要な事務を行う。  （指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の定員及び居室数）  第５条　事業所の利用定員は、○○名とする。  ２　居室数は、○○室とする。  （指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容）  第６条　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容は、次のとおりとする。  （１）入浴・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）  （２）排せつ・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）  （３）食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話  （４）機能訓練  （５）健康管理  （６）相談、援助  （利用料等）  第７条　指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚生省告示第19号）によるものとする。  ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。  ３　家賃については、月額○○○円を徴収する。  ４　食費については、月額○○○円を徴収する。  ５　光熱水費については、月額○○○円を徴収する。  ６　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、  利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。  ７　月の途中における入退所については日割り計算とする。  ８　前７項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  ９　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  10　法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付するものとする。  （利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）  第８条　入居者は、次のような場合に介護専用居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けることができるものとする。  （１）要介護認定の結果、要介護及び要支援の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を希望した場合  （２）利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断し、利用者の同意を得た場合  （３）その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合  （施設の利用に当たっての留意事項）  第９条　居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。  （緊急時等における対応方法）  第10条　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕従業者は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。  ２　利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第11条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や  　支援体制について定期的に確認を行うものとする。  （衛生管理等）  第12条　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。  ２　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。  （苦情処理）  第13条　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第14条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第15条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）虐待の防止のための指針を整備する。  （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （身体拘束）  第16条　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  ２　指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。  （２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。  （３）介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。  （その他運営に関する留意事項）  第17条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  （１）採用時研修　採用後○か月以内  （２）継続研修　　年○回  ２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は、特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する記録を整備し、サービスを提供した日（計画にあっては当該計画の完了の日）から５年間保存するものとする。  ５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。  この規程は、令和△年△月△日から施行する。  この規程は、令和□年□月□日から施行する。 | ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・「※※※」は、当該事業所の開設者名（法人名）を記載してください。  ・「◇◇◇」は、当該事業所の名称を記載してください。  ・訪問介護、通所介護、訪問看護以外の事業所にも委託を行っている場合は、記載してください。  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・常勤と非常勤に分類して記載してください。  ・兼務がある場合は、（うち○名×××と兼務）と記載してください。  ・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。  ・週の入浴回数、清拭を具体的記入介助等の方法を記入  ・利用料金について、別途定めている場合は添付してください。  ・利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続きについて記載してください。  ・施設の利用に当たって、利用者側が留意する事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項）について記載してください。  ・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  ・非常災害訓練等を定期的に行う回数を記載してください。  （令和３年４月１日改正）  ・虐待防止に関する事項は、令和６年４月１日より義務化されています。  ・「＊＊＊」は、開設者名(法人名)  を記載して下さい。  ・変更した場合は、履歴を記載してください。 |